

半島振興対策実施地域

制度に基づく措置等

区分	根 拠 法 等	指 定 基 準 等	措 置 等
半 島 振 興 対 策 実 施 地 域	<p>半島振興法 (制定年月日) 昭和60年6月14日 法律第63号 (最終改正) 平成27年3月31日 法律第6号 (地域指定) 江能倉橋島地域 指定年月日 昭和61年3月31日</p> <p>半島振興計画 承認年月日 昭和62年7月21日 【計画改定等】 昭和63年8月31日 平成7年12月13日 平成17年12月21日 平成28年2月23日</p> <p>(目的) 産業基盤、生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある半島地域について、多様な主体との連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施することにより、これらの地域の振興を図り、半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資する。</p> <p>(参考) 平成37年3月31日までの時限立法</p>	<p>1 2以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有する地域。（地域に隣接する飛地を含むことができる。） (人口おおむね10万人以上)</p> <p>2 高速自動車国道のインターチェンジ、空港及び新幹線鉄道の停車駅のうち、いずれか2以上の施設の利用が容易でないこと。 (到達時間が、おおむね90分以上)</p> <p>3 公共的施設の整備が総合的に判断して、他の地域に比較して低位にある地域であること。</p> <p>4 第1次産業の人口比率が全国平均のおおむね2倍以上であること。（飛地を含む。）</p> <p>5 工業集積度が、おおむね0.7未満であること。 (飛地を含まない。)</p> <p>6 人口が昭和35年以降、減少していること。（飛地を含む。）</p> <p>7 財政力指数の加重平均が、政令指定都市を除いた全国平均以下であること。 (飛地を含まない。)</p>	<p>1 財政措置（主なもの） (1) 半島振興道路整備事業債 ・特に防災機能強化に資する道路整備事業の起債充当率引き上げ 90% (一般 75%) ※元利償還金の30%普通交付税措置</p> <p>2 国税及び地方税の特別措置 (1) 国税 所得税・法人税に係る事業用資産の5年間の割増償却。（製造業、農林水産物販売業、旅館業、情報サービス業）</p> <p>(2) 地方税 地方公共団体が、固定資産税、不動産取得税及び事業税に係る不均一の課税をした場合において、これに伴う減収額のうち一定の額を地方交付税により補てんする措置。</p> <p>3 金融措置 地域活性化・雇用促進資金 3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行うために必要な資金の低利貸付。 (日本政策金融公庫)</p>

半島振興対策実施地域の概要

区 分	面 積	人 口
県 全 域	8,479 km ²	2,799,702 人
半 島 地 域 (江能倉橋島地域)	170.72 km ²	37,222 人
半 島 地 域 の 占 め る 割 合	2.0 %	1.3 %

(注) 1 人口は、令和2年国勢調査
2 面積は、令和4年国土地理院調